



平成 24 年 4 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 石井表記
代表者名 代表取締役 石井 峯夫
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 坂本 裕二
(TEL 084-960-1247)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所より平成 24 年 3 月 29 日付「訴状」および「口頭弁論期日呼出状および答弁書催告状」が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起があった裁判所および年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 訴訟提起日 平成 24 年 3 月 29 日 (訴状到達日 平成 24 年 4 月 10 日)

2. 訴訟の原因および提起されるに至った経緯

当社は、太陽電池ウェーハ事業において、当社子会社である石井表記ソーラー株式会社を外注先の一つとして生産活動を行っておりました。同社は当該事業用設備をリースによって調達し、当社が買取保証を行っておりましたが、同社の解散決議が買取保証契約の買取事由に該当するとして、当社に対し、当該事業用設備について買取を求める訴えがなされたものです。

また、一部の当該事業用設備につきましては、当社がリースによって調達し、石井表記ソーラー株式会社に転貸しておりましたが、当該リース契約につきましても期限の利益を喪失したものであるとして、規定損害金等の支払いを求める訴えがなされたものです。

3. 訴訟を提起した者

- (1) 名称 日本GE株式会社
- (2) 所在地 東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
- (3) 代表者の氏名 安淵 聖司

4. 訴訟の内容および請求金額

(1) 訴訟の内容

主として、平成 23 年 8 月 31 日付で公表いたしました石井表記ソーラー株式会社の解散決議が、買取保証契約の買取事由に該当したとして、当社に対しリース資産の買取請求および支払遅延損害金請求を提起されたものであります。

(2) 請求金額

610,857,857 円

(注) 上記金額については、平成 24 年 1 月期会計年度の業績へ特別損失として計上済みであります。

5. 今後の対応

当社は、平成24年1月期会計年度において債務超過となっており、今後の資金の安定化を図るため、既存の借入金債務およびリース債務について、債権者各位に対し返済条件の緩和を要請しており、主要な金融機関からは支援の方針を表明していただいております。

また、本件についても当社の主力銀行を交えて、今後の具体的な対応策や支援策について協議中であり、適切に対応を進めてまいります。

6. 業績への影響

本件による連結業績に与える影響は未定であります。なお、当社の業績に与える影響が明らかになった場合、速やかに適時開示を行ってまいります。

以 上